

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全2枚）

# 新潟高教組 地公労定年延長制度交渉速報①

2022年8月1日 全組合員配布

## 職員の定年引き上げ等の実施について

### 7月29日県当局より正式提案

### 「一緒に県政の発展のために尽くして

### もらいたい思いで制度を作っている」

### 「労使合意前提」を確認

7月29日、地公労は地方公務員法の一部改正等に伴う、「職員の定年引き上げ及び職員の高齢者部分休業」について、県当局より正式提案を受けました。これまで2月3月5月7月と4回の勉強を行ってきました。今回の提案を受け、今後労使協議を経て、9月定例会で関係条例の改正が行われる予定です。提案のポイントは以下のとおり。

#### 1. 定年の段階的引上げ

定年年齢を65歳とする。引上げのスケジュールは以下の通り

23・24年度	25・26年度	27・28年度	29・30年度	31年度～
61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

#### 2. 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

管理職手当を支給される職員の職が対象

管理職は教諭へ降任となる

※校長のみ継続となる場合も想定

（欠員を容易に補充することができない特別の事情がある場合）

#### 3. 定年前再任用短時間勤務制の導入

対象は60歳に達した日以後に退職した定年年齢前の職員

処遇は現行再任用職員と同様

#### 4. 給与

給料は、給料表の給料月額に7割を乗じた額

手当は60歳以前と同様に支給

※給料月額を基礎とする手当については7割水準の額

（給料月額を基礎としないものは60歳以前と同額）

役職定年の対象者については、降任前の給与の7割と降任後の給与の7割の差額が支給される

※管理職手当は含まれない（給料月額の差額）

退職手当は、減額前の60歳時の給料月額を基に計算

60歳以降定年年齢前の退職については定年退職として扱われる（年度途中退職も同様）

## 5. 勸奨退職

対象年齢や退職手当の算定基礎となる支給率及び給料月額割増率は従来通り

## 6. 情報提供、意思確認制度

60歳に達する年度の前年度において、以下の情報が提供される  
適用される任用及び給与に関する措置の内容  
その他の必要な情報  
同日の翌日以後における勤務の意志を確認する  
(この時点で、60歳以後について決定されるものではない)

## 7. 暫定再任用制度

定年の引上げ期間中の定年退職者については、65歳の年度までの間、現行の再任用制度と同様の措置を暫定的に措置する(再任用制度は廃止)

## 8. 高齢者部分休業に関する条例の制定

60歳以降職員について、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるため、部分休業制度を設ける  
1週間あたりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内  
60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から申請できる  
給与は勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与額を控除して支給  
選択した場合、定年退職まで休業期間という扱いになるが、例えば介護のために休業していたが、介護がなくなったという場合については拒むものではないと確認

## 9. 実施時期

23年4月1日(6.については関係条例の公布の日)

7月29日の提案を受けて、今後、労使協議を行っていきます。

現行再任用制度の改善について、「これを機に再任用の改善とは考えていない」としてはいますが、教育現場においては業務の差がない中、賃金・制度に差があるという状況が悪化することとなります。

人事課長から「ワーク・ライフ・バランスあるので、職場環境もきちんと作っていききたい」と発言がありました。現時点の60歳定年という中でも、60歳定年であっても中途退職であったりとか、定年まで働き続けることができなかつたりというところもあります。今回の提案のスタンスとして当局は「少子高齢化や社会全体の情勢の中で今回を機に高齢期の職員も、県の職場に留まっていたら引きつづき活躍していただきたい。一緒に県政の発展のために尽くしていただきたいという思いで制度をつくっている。そうなるような職場環境も含めて、制度も作っていききたい」としてはいます。当局が職員に対し「働いてもいい制度」なのか「働いてもらいたい制度」なのかのどちらの姿勢であるかは非常に重要です。次回交渉においてもしっかりと確認するとともに、働き方改革、業務削減、定数改善についても交渉を強化していく必要があります。

今後のスケジュール

- 8月1日(月) 地公労幹事会 新教連要求書提出
- 8月2日(火) 地公労要求書提出 新教連交渉予備交渉
- 8月8日(月) 地公労定年延長交渉②
- 8月26日(金) 新教連定年延長交渉(任命権者)
- 9月5日(月) 地公労定年延長交渉③

# 年代を問わない大きな労働環境の変更

誰もが働きやすい持続可能な職場環境の

実現にむけとりくみましょう!